

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例（平成26年6月11日京都市条例第5号）（産業観光局観光MICE推進室）

- 1 京都市宇多野ユースホステル（以下「ユースホステル」という。）においては、使用者の利便性の向上を図るため、障害者等に対して、使用料を減額し、又は免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

この規定は、平成26年6月11日から施行することとしました。

- 2 ユースホステルにおける民間活力の一層の導入を図るため、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

- (1) ユースホステルの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に収受させることとする。

- (2) 集会室及びテニスコートの供用時間を指定管理者が市長の承認を得て定めることができることとする。

この規定は、平成27年4月1日から施行することとしました。ただし、利用料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この規定の施行前においても行うことができることとしました。

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 5 号

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例

第1条 京都市宇多野ユースホステル条例の一部を次のように改正する。

第8条に次の3項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、宿泊施設の使用料を別表第2に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

- (1) 本市の区域内に存する幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び幼稚園に相当する各種学校を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。）又は中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。）が行う団体使用に係るこれらの学校の幼児、児童又は生徒及びその引率者
- (2) 本市の区域内に存する保育所又は児童館が行う団体使用に係るこれらの施設の児童及びその引率者
- (3) 本市の区域内において児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（前号の児童館を使用して行われるものを除く。）を実施する者が行う団体使用に係る当該事業を使用する児童及びその引率者
- (4) 青少年の体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動を実施する者が行う団体使用に係る当該活動に参加する者及びその引率者
- (5) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (7) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (9) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(10) 第5号から前号までに掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

3 第1項の規定にかかわらず、施設を使用する日（その日が2日以上にわたるときは、その初日）において4歳未満の者（単独でベッド又は布団を使用する者を除く。）については、使用料を徴収しない。

4 第1項の規定にかかわらず、第2項各号のいずれかに該当する者については、集会室の使用料を徴収しない。

第2条 京都市宇多野ユースホステル条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用させる」を「利用させる」に改める。

第7条の見出しを「（利用制限）」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第8条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第2に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同項各号中「使用者」を「利用者」に、「の間」を「を標準として、指定管理者が市長の承認を得て定める時間」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第4項中「第2項各号」を「第3項各号」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「者については、」を「者の」に、「使用料を」を「利用料金の上限額は、」に改め、同項第1号及び第2号中「団体使用」を「団体利用」に改め、同項第3号中「使用して」を「利用して」に、「団体使用」を「団体利用」に、「使用する」を「利用する」に改め、同項第4号中「団体使用」を「団体利用」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得

て定めるものとする。

第9条の見出し及び同条本文中「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第11条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に改める。

第13条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に、「又は使用」を「又は利用」に改める。

別表第1中「まで」の右に「を標準として、指定管理者が市長の承認を得て定める時間」を加える。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表集会室の項中「使用人数」を「利用人数」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金の上限額」に、「加算する」を「加算して得た額とする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市宇多野ユースホステルの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(産業観光局観光MICE推進室)